

東京都立大学ボランティアセンターとひなた緑地遊学会との連携・協力に関する協定書

東京都立大学ボランティアセンター（以下「甲」という。）とひなた緑地遊学会（以下「乙」という。）とは、東京都公立大学法人とひなた緑地遊学会との連携・協力に関する協定書（以下「本協定」という。）第2条第3号に定める合意として、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、学習と連動したボランティア活動を通じ、社会のボランティアリーダーとなり得る人材を育成するため、甲及び乙が連携・協力を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- （1）ボランティアプログラムの開発
- （2）ボランティア活動に関する事前・事後学習
- （3）ボランティア活動に関する助言、技術指導
- （4）その他、甲乙間において合意した事項

（ボランティア保険）

第3条 甲は、活動期間中の傷害や損害賠償責任に備え、甲の学生にボランティア保険に加入させるものとする。

（学生受入担当者）

第4条 乙は、原則として学生受入担当者（複数も可）を選任し、活動期間中の助言を行うとともに、終了後、甲の学生の出欠及び活動状況その他必要な事項について、甲に報告する。

（学生の個人情報の提供及び目的外使用の禁止）

第5条 甲は、乙の請求に基づき、甲の学生に関する必要な情報を乙に提供することができる。

- 2 乙は、甲の学生の個人情報を活動の運営以外の目的には使用しない。
- 3 乙は、甲の学生の個人情報の管理については万全を期すものとし、ボランティアプログラム終了後、直ちに第1項により提供を受けた個人情報を甲に返却し、又は責任をもって破棄し、その旨を甲に報告する。
- 4 乙が第2項の規定に違反したときは、甲は、直ちにこの協定を解除することができる。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、締結日の属する年度末までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙双方とも異議なき場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この協定の有効期間中であっても、本協定が終了したときは、この協定も終了する。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年 4月 1日

(甲)

東京都八王子市南大沢1-1-1  
東京都立大学  
学長 大橋 隆哉



(乙)

東京都八王子市南大沢4-12-3-501  
ひなた緑地遊学会  
代表 北出 進

